



新型コロナウイルス対策のための財政政策特集

この見解書は加盟国による新型コロナウイルス危機対応を支援するため、財政局が作成した特集の一部です。本稿に示された見解は国際通貨基金(IMF)職員のものであり、必ずしも IMF、IMF 理事会、IMF マネジメントの見解を反映していません。

租税の問題 概要¹

目的

本稿では、一般的な刺激策ではなく、(1)保健に関する優先事項の支援、(2)支払能力のある企業の存続の保障、(3)影響を受けた個人の保護、(4)中期的な歳入源の確保・強化をそれぞれ目的として行われる対象を絞った大半は時限的な即時の措置に焦点を当てている。

考慮点

(1)迅速に効果を発揮し、税制を永続的に望ましい方向に向かわせるような措置を優先する。(2)一部の新興市場国・発展途上国では、租税制度の定着が限定的であるために、対象を絞った支出措置としても潜在能力が十分に発揮できない可能性がある。(3)「すべきではないこと」がいくつかある。

I. 保健に特化した措置

- **デジタルと従来型の両面から非接触型のプロセスや手続きを推進する。**前者の例としては、電子申告・納税、モバイル決済(わりと短時間で導入可能)、電子上での申告書受付ボックスなどがある。こうした方法の利用を促すために減税による優遇措置の導入も可能だ。後者の従来型の例としては、限定的で対象を絞った税関での現物検査や通関後管理への移行加速、コールセンターの強化、物理的な投函ボックスの利用を挙げられる。税金やその他の納付について自己申告化を進め、税務行政に伴う人手による介入や対人接触を必要とするプロセスを最小化する。この分野では、**長期的な真の改善を図るための機会が危機によって提供されることになる。**

¹ 行政対策に関するさらなる詳細については、別稿「税務・税関の行政対応」を参照。本稿で論じている行政対策の詳細が示されている。

- 当局が承認した**保健・衛生用品や救援物資**に関して、租税や関税の免除を適用する(もともと税率はすでに低い場合が多い)。また、税関での引渡手続を迅速に行う。
- 人々の**接触を促すような租税措置を避ける**。運輸業やホスピタリティ産業をはじめとして、最も影響を受けている部門の多くは対人接触に依存するものであり、現時点ではこうした部門における需要喚起は適当ではないだろう(例えば観光税や航空税の引き下げなど。後者については気候変動目標にも逆行するものである)²。宅配に係る税制優遇などの「ナッジ」もいくつか考えられるが、定着のリスクがある。
- **危機的な物資不足を緩和するためにコストベースの選択的な支援を提供する**(重要な投資の全額即時償却など)。これは、供給のインセンティブとはならない利益ベースの支援よりも望ましい。

II. 企業の存続

行政の側では、コンプライアンスの低下がありうることを念頭に、過度な企業倒産を抑制しつつシステムの健全性を維持するために以下の措置をとりうる。

- **予定納税には実績見込みの現実的な評価を反映させ、純粹に過去の実績を基礎としない。**
- キャッシュフローの問題に直面していることを証明可能な納税者に対して**納付手続きを延長する**。納付遅延に対する利息は合理的なものとなるようにし、真に苦境に陥っているケースでは**附帯税を放棄する**。
- **付加価値税の還付・その他の正当な還付を迅速に行う**。ただし、危機後に調査・検証を行う。また、すべての租税に関して適正な会計処理を確保しつつ、他の租税債務がある場合に付加価値税還付額で相殺できるように**会計制度を強化する**。

政策の側では以下の点を考慮する。

- **欠損金の繰戻しに関する取決めを拡張する**。欠損金の(部分的な)還付可能性や、企業取得者による被取得企業の税務上の欠損金の利用に関する制限の緩和を検討する。ただし、過度の企業集中のリスクに注意する。
- **放棄された利息や賃貸料、その他の料金が課税対象所得として取り扱われないようにし、貸主・地主に対して控除を認めることも考える**。

また、暫定的な措置として以下がありうる。

- **企業に対する収益性に連動しない最低課税の減免。**
- **小規模企業に対する売上税・簡易課税の減免。**

²この点は、世界金融危機時の経験と対照的である。世界金融危機時には、自動車産業を支援するための方法として、新車需要の喚起があった。こうした部門に対しては、業績と関係しない各種税金を減免することが適切となりうる。運輸業に関する懸念は、貨物輸送ではなく旅客輸送に当てはまるだろうことに注意が必要。

さらに、一般的に以下のことが必要である。

- タックスホリデー（一時的な税の減免）や、配当・キャピタルゲイン減税、環境税減税、一律の租税特赦の回避。

III. 直接的な保護

- 勤労所得税額控除型のスキームがある場合には、直接支援または（より迅速さが求められる場合には）現金給付の情報ベースとしてそれを利用する。そうしたスキームに関する労働要件の緩和を検討する。
- パートタイムに転換された労働者に支払われる傷病手当について、法人税の二重控除（またはその他の割増控除）を提供する。
- 給与税・社会保障税の減税を検討する（ただし、支給資格は維持する）。対象はおそらく低賃金層に限定される。また、自営業者に対する還付も検討する。

IV. 歳入の確保と連帯の促進

- 高所得層の所得税率や最富裕層の財産税・富裕税の引き上げを検討する。これは、「連帯付加税」の形をとりうる。また、現在の低原油価格によって、消費者価格を上昇させることなく燃料税を引き上げることが可能である。
- 業務継続計画を策定する。歳入機関に危機管理機構を設置し、またはその強化を図る。新型コロナウイルス感染症の進展に適応するために、段階的なアプローチが必要となる。
- 通常の申告や納税に応じやすい高額納税者を注意深く監視する。申告に伴うコンプライアンス上の負担や納税に関する流動性の問題は、小規模企業にとってより大きな懸念事項となりうる点を認識する。